

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

(※ 付表4-1の場合も同様)

課税期間		R1・10・1～R1・12・31	氏名又は名称	〇〇商事(株)
区分	旧税率分小計	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)、かつ、⑬E欄がマイナスの場合 </div>		
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額)	円	円
課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	円	円
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	(付表1-2の①-2X欄の金額)	円	円
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	円	円
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の②・⑤D欄の合計金額)	(付表2-1の②・⑤E欄の合計金額)
控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の②D欄の金額)	(付表2-1の②E欄の金額)
返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)		
売上げの返還等の対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)		
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)		
貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)		
控除税額小計	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)		
控除不足還付税額	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ
差引税額	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)		
合計差引税額	⑩	(付表1-2の⑩X欄の金額)		
控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		
差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)	(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)	※第二表の⑫欄へ(注3)	※マイナスの場合は第一表の⑫欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑫欄へ
還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)	(⑩E欄×22/78)(注3)	▲ 137,583
割納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)	(⑩E欄×22/78)(注3)	38,805
合計差引譲渡割納	⑯	(付表1-2の⑯X欄の金額)	(記載不要)	
合計差引譲渡割納	⑰	(付表1-2の⑰X欄の金額)		※マイナスの場合は第一表の⑰欄へ ※プラスの場合は第一表の⑱欄へ ▲ 38,805

旧税率なし

⑬E欄⇒ 「⑫E欄-⑩E欄」の金額を記載(1円未満を切り捨て)
 $(108,307 - 245,890 = \blacktriangle 137,583)$

⑭E欄⇒ 「(⑩E欄-⑫E欄) × 22/78」により計算した金額を記載
 $((245,890 - 108,307) \times 22/78 = 38,805.4 \rightarrow 38,805)$

※ ⑮E欄の記載は不要

▲ 137,583

38,805

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-9を作成して本表と併せて提出する。
 3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑮E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。
 (1) 「⑫E欄-⑩E欄」がマイナスの場合
 ⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑩E欄-⑫E欄) × 22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。
 (2) 「⑫E欄-⑩E欄」がプラスの場合
 ⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「⑩E欄 × 22/78」により計算した金額を記載する(⑮E欄の記載は不要)。

■ 枠部分が様式の修正を行った箇所